

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会  
平成25年 2月 5日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会長 安富 潔

個人情報保護制度における個人情報の収集について（答申）

鎌倉市個人情報保護条例第8条第4項第4号の規定に基づき、平成25年2月1日付け鎌総第937号をもって諮問のありました事案につきましては、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人情報の収集については、個人の権利及び利害を侵害することのないよう十分に配慮されるよう要望します。

諮問された事項に該当する事案については、今後、本審議会への諮問を要しないものであるが、諮問された事項への該当について判断のつきがたい事案は、本審議会に意見を求めるなど慎重な対応に心掛けること。

鎌倉市個人情報保護条例第8条第4項第4号の規定に基づく諮問事案

| 類型<br>番号 | 類<br>型   | 本人以外のものから収集する理由   |
|----------|--|---|
| 14       | <p>(公にされている資料の収集)</p> <p>事務又は事業のために法令の規定により何人でも閲覧、縦覧等若しくは謄本、抄本等の交付が認められている個人情報<br/>を収集する場合</p> | <p>① 法令の規定により何人でも閲覧、縦覧等若しくは謄本、抄本等の交付が認められている個人情報は、何人に対しても公開される情報である。</p> <p>② 事務又は事業の必要性から、法令の規定により何人でも閲覧、縦覧等若しくは謄本、抄本等の交付が認められている個人情報を官公署等から収集する必要がある。</p> |